

筑前海区漁場変更計画(素案)

令和6年12月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし

(2) 区画漁業権

別紙1のとおり

(3) 定置漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし

2 保全沿岸漁場に関する事項

変更なし

別紙1

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑区第114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位101度54分 188メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位129度32分 226メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位154度21分 128メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位118度00分 71メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第315号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位106度14分 1,194メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位111度17分 1,440メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位120度16分 1,298メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位115度12分 1,162メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	団体漁業権	新規漁業権
筑区第316号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区大字宮浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位223度57分 585メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位233度25分 659メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位230度26分 725メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位223度29分 843メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位202度05分 1,018メートルの点 (ヘ) 基点第60号から真方位183度15分 1,088メートルの点 (ト) 基点第60号から真方位172度23分 1,187メートルの点 (チ) 基点第60号から真方位177度56分 941メートルの点	なし	福岡市西区大字宮浦、生の松原	個別漁業権	新規漁業権
筑区第1号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しな	糸島市志摩新町、岐志、御床、	団体	新規

第1304号	種区画漁業				基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位269度25分 503メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位278度09分 379メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位264度45分 348メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位259度46分 493メートルの点	なければならない。	久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	漁業権	漁業権
筑区第1305号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ホ)の間の海岸線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第57号から真方位247度21分 1,356メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位243度19分 1,289メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位240度46分 1,757メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位121度37分 1,120メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位115度18分 1,049メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、福岡市城南区堤団地	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1306号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位52度39分 1,030メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位57度54分 1,012メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位72度22分 930メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位71度45分 906メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位57度15分 993メートルの点 (ヘ) 基点第58号から真方位52度29分 1,010メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1307号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位38度52分 1,021メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位43度32分 1,020メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位40度28分 918メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位36度04分 947メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第1308号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩野北地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位310度39分 393メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位310度45分 375メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位301度27分 387メートルの点 (ニ) 基点第59号から真方位301度39分 406メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩野北、浦志	団体漁業権	新規漁業権

号									
筑 区 第 1 3 0 9 号	第 1 種 区 画 漁 業	あかもく養殖業	10月1日から翌 年6月30日まで	福岡市西区西 浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 基点第92号 西浦漁港北側防波堤突端の西側突端 (イ) 基点第92号から真方位007度26分 288メートルの点 (ロ) 基点第92号から真方位021度00分 251メートルの点 (ハ) 基点第92号から真方位022度13分 91メートルの点 (ニ) 基点第92号から真方位358度26分 102メートルの点	漁期終了までに当該 養殖施設を撤去しな ければならない。	福岡市西区大字 西浦	団 体 漁 業 権	新 規 漁 業 権
筑 区 第 1 4 0 2 号	第 1 種 区 画 漁 業	うに養殖業	1月1日から12 月31日まで	糸島市志摩久 家地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩船越船越漁港南防波堤突端に設定した標 識 (イ) 基点第56号から真方位076度07分 162メートルの点 (ロ) 基点第56号から真方位046度41分 357メートルの点 (ハ) 基点第56号から真方位092度11分 678メートルの点 (ニ) 基点第56号から真方位105度46分 937メートルの点 (ホ) 基点第56号から真方位135度10分 857メートルの点 (ヘ) 基点第56号から真方位138度40分 493メートルの点 (ト) 基点第56号から真方位109度37分 521メートルの点	なし	糸島市志摩船 越、志摩久家、 志摩師吉、志摩 初、志摩御床、 志摩松隈、波多 江駅南、前原駅 南、前原南、福 岡市西区今津	団 体 漁 業 権	新 規 漁 業 権
筑 区 第 1 4 0 3 号	第 1 種 区 画 漁 業	うに養殖業	1月1日から12 月31日まで	糸島市志摩岐 志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位001度40分 343メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位022度20分 334メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位024度59分 260メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位357度20分 265メートルの点	なし	糸島市志摩新 町、岐志、御床、 久家、井原、桜 井、野北、芥屋、 荻浦、前原西、 福岡市城南区堤 団地	団 体 漁 業 権	新 規 漁 業 権
筑 区 第 1 4 0 4 号	第 1 種 区 画 漁 業	うに養殖業	1月1日から12 月31日まで	糸島市志摩芥 屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位004度09分 170メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位016度10分 105メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位321度51分 105メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位325度35分 133メートルの点	なし	糸島市志摩芥 屋、神在、前原 中央、福岡市南 区井尻	団 体 漁 業 権	新 規 漁 業 権

イ 免許予定日 令和7年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

エ 申請期間 令和7年6月16日から令和7年7月16日まで
才 筑区第1号から第4号、筑区第101号から113号、筑区第201号から204号、筑区301号から314号、筑区第401号、筑区第501号、筑区第601号から第602号、
筑区第701号、筑区第801号、筑区第901号から907号、筑区第1001号、筑区第1101号から筑区第1104号、筑区第1201号、筑区第1301号から第1303号、
及び筑区第1401号まで変更なし